

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件七件 三三
- 公 告
土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三三〇
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 三三三

告 示

福島県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マツモトキヨシ
代表取締役 松本 南海雄

- 三 変更した年月日
平成二十三年四月一日
 - 四 届出年月日
平成二十七年四月八日
 - 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
- (変更後) 千葉県松戸市新松戸東九番地一
株式会社エムケイ東日本販売
代表取締役 岡野 恵一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号
- (商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エムケイ東日本販売
代表取締役 岡野 恵一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号
(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売
代表取締役 岡野 恵一
宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
 - 三 変更した年月日
平成二十四年四月一日
 - 四 届出年月日
平成二十七年四月八日
 - 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
- (商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ

代表取締役 松本 和那

千葉県松戸市新松戸東九番地一

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ

代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

三 変更した年月日

平成二十三年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ

代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

(変更後) 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

三 変更した年月日

平成二十三年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十四年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公 告

公告第九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

郡山市河内土地改良区

退任した役員

氏名 住所

理事 橋本 覺 郡山市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

就任した役員

氏名 住所

理事 橋本 広 郡山市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十七年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
 平成二十七年四月二十一日

その他の政治団体

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛澤格後援会	陶 俊明	愛澤 哲生	双葉郡浪江町大字小野田字仲禅寺一〇五
あかつ一夫後援会	根本 福夫	斉藤 隆	いわき市錦町中迎二一一一三
植村けいじ後援会	高田 秀明	植村 洋子	相馬市新田字梅川二二二
宇佐美登後援会	佐藤 進矢	澤田 典行	いわき市平長橋町五二
遠藤智後援会	渡辺 綾子	松本 敬章	双葉郡広野町大字折木字高倉一一二
大内ゆうだい後援会	大内 雄太	大内 奈津美	福島市永井川字古内一九一五
小野利美後援会	小野 利美	小野 真也	二本松市平石高田一六九一
菅野しんいち後援会	阿部 猛	高橋 二夫	伊達郡川俣町鶴沢清水入一
草野きみお後援会	草野 公雄	松本 喜一	双葉郡楢葉町大字井出字前沢二二
久保木正大後援会	久保木 信	五十嵐 信	西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎三〇一二九
	男	男	郡山市土瓜一一三八一二七

国民議會	伊藤 正人	平間 博文	イブハイツ二〇一
齋藤けんいち後援会	鈴木 作登	高橋 孝夫	二本松市丑子内一六五
佐藤たけお後援会	梅田 淑子	篠山 義人	相馬市中野字寺前三六〇
鈴木利英後援会	木本 義勝	大内 久寿	二本松市沖二一六八一
高野光二後援会	高野 光二	富田 信芳	南相馬市原町区西町一一八〇一四一〇号
高橋みのる後援会	高橋 実	高橋 美智子	双葉郡富岡町大字本岡字王塚四三一二
立谷耕一後援会	立谷 丑松	渡部 玉生	相馬市原釜字大津二二七四
チャレンジ21inほばら	菊地 憲雄	佐藤 親基	伊達市保原町字八一一二
つじまさひこ後援会	森田 啓文	川上 智宏	郡山市大槻町字針生下五一三
円谷健市後援会	円谷 健市	吉田 征治	石川郡石川町字草倉田三二二
原あさか野会	遠藤 昇造	横堀 大三	郡山市安積町荒井字十九夜一三一
福島維新会議	曾我部 俊也	渡辺 和也	双葉郡川内村大字川内字西ノ内二四一二
福島地区さとう正久を支える会	渡辺 和裕	吉田 茂	福島市方木田字本方木田四六一一敬愛会方木ビル二階
藤田利春後援会	大越 進	小室 一朗	西白河郡中島村大字滑津字白ツ子三六

渡辺ひろみち後援会	横山元栄後援会	柳沼清美後援会	村松えみこ後援会	宮本皓一後援会	本田とも後援会	藤田久男後援会
渡邊 廣迪	門馬 重徹	柳沼 清美	半田 孝一	坂本 寿昭	本田 朋	鈴木 守
過足 長貞	宮澤 泰男	吉田 紘一	村松 孝一	宮本 幸恵	武藤 恵子	高橋 正臣
田村郡三春町大字斎藤字町田 一九五	南相馬市原町区泉字町下一五	郡山市田村町金屋字宝蔵六六	相馬市成田字五郎右工門橋三 七三	いわき市四倉町細谷字荒町三 一五	二本松市本町一―二二七	四 白河市東上野出島字佐平林一